

給付金



低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 特別給付金について

☎ 065-33301

○低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外）を支援するため、給付金を支給します。

【支給対象】次の①、②に該当する方が対象

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等（令和3年4月1日から令和4年2月28日まで生まれた新生児も対象になります。）

②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（家計急変者）

※低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた方は対象外。

【支給額】児童1人当たり一律5万円

【手続き方法】

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方（公務員を除く）↓申請は不要です。

※対象となる方には、6月下旬に通知を送付しております。また、令和3年7月30日に児童手当の支給している金融機関口座に振り込み済みですので、通帳等によりご確認ください。

②高校生のみ養育している方、公務員等で住民税非課税の方、令和3年4月1日から令和4年2月28日までの出生児世帯で住民税非課税の方及び家計急変者↓申請が必要です。

〔提出書類〕

(1)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）申請書

(2)申請書・請求者本人確認書類の写し（コピー）

(3)受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

(4)収入見込み額申立書または所得見込み額申立書（家計急変者のみ）

【申請期間】令和3年7月1日（木）～令和4年2月28日（月）必着

【支給日】審査結果及び支払日は通知書にてお伝えいたします。

【制度全般についての問合せ先】

◎厚生労働省コールセンター

☎ 0120・811・166（平日9時～18時）

講演



福祉のつどい講演会 栗木剛さん講演会

☎ 065-22271

町内の福祉関係団体や福祉施設が集まり、バザーや野外ステージ、ふれあい体験などを開催している福祉のつどいですが、昨年は新型コロナウイルスの影響で中止しました。今年は『コロナに負けるな！令和時代のつながり方を考える』を全体テーマに、福祉に関する講演会に変更して開催します。

【日時】9月26日（日）・27日（月）11時～12時30分

【場所】桂川町住民センター大ホール

※駐車場は桂川町住民センター前ふれあい広場をご利用ください。

【内容】講師に人の心をおしゃべりでほんわか耕す舌耕家として有名な栗木剛さんを招き、気持ち沈みがちな今だからこそ、大切にしたい「つながり」について楽しくお話していただきます。

【演題】

〈9月26日（日）〉…令和で変わる「ふくし」変わらぬ「ふくし」

〈9月27日（月）〉…私もあなたも地域の担い手 つながる喜び つなげる喜び

【その他】定員各日程150名（要申込・先着順）

※新型コロナウイルスの感染状況により、中止となる場合があります。